

松江市における「中学生向け独占禁止法教室」の開催について

平成30年2月1日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

公正取引委員会は、将来を担う中学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、平成14年度から、全国各地の中学校において、当委員会の職員による「中学生向け独占禁止法教室」を開催してきています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 平成30年2月8日（木） 3時限目 10:50から11:40
- 2 場 所 松江市立本庄中学校
島根県松江市野原町424-2
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所職員
- 4 対象者 松江市立本庄中学校 第3学年生徒
- 5 内 容 シミュレーションゲームで学ぶ市場経済の競争方法、模擬立入検査等

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成30年2月7日（水）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

| | |
|--------|---|
| 問い合わせ先 | 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課 |
| | 電話 082-228-1501（直通） |
| ホームページ | http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/index.html |